**安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例（流れ）（R5.10.1時点）**

《適用面積》

**○抑制区域：面積下限なし**（他法令の許可等を受けられる見込みのもの）

・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第７条第１項）

・砂防指定地（砂防法第２条）

・地すべり防止区域（地すべり等防止法第３条第１項）

・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項）

・特別地域（自然公園法第２０条第１項）及び特別保護地区（同法第２１条第１項）

注：他法令の許可等を受ける見込みが無い場合は同意しません。

|  |
| --- |
| 関係法令等  ・森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項の規定にする許可  ・地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第１８条第１項の規定にする許可  ・都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項又は第２項の規定にする許可  ・急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条第１項の規定にする許可  ・群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和４８年条例第２３号）第１４条の規定にする承認 |

**○注視区域：５００㎡以上**

・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（土砂災害防止法第９条第１項）

**○その他区域（市内全域）：１，０００㎡以上**

※適用除外　建築物に太陽光発電設備を設置する場合

　市、国又は他の地方公共団体が設置者となる場合

１　住民等説明会の開催

　　設置区域の近隣関係者（隣接する土地及び建築物）及び周辺住民

※周辺住民の範囲については都市計画課へ相談して下さい。

（位置や規模の条件により判断には一定の期間を要します）

　　　↓

２　届出書（着工する６０日前まで）　手続き前に関係部署と協議して下さい。

　　　↓

３　審査（２０日間程度）

　　↓

４　①指導・助言（市→設置者）

②指導・助言に対する回答（設置者→市）

③回答に対する再審査（２０日間程度）

　　　↓

５　同意　※追加で指導・助言がある場合は４を繰り返す。

　　　↓

６　工事開始届書　標識の設置

　　　↓

７　①完了届書書

　②完了検査

　③完了確認